

令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業一覧

(単位:円)

No	区分	事業名	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	うち 交付金 充当額(円)	事業実績・効果	担当課
1	低所得世帯 支援枠	井手町住民税非課税世帯等臨時 特別給付金	物価高が続く中で住民税非課税世帯1,052世帯へ給付支援を行うことで、 低所得の方々の生活を維持する。	R6.1.9	R6.5.23	2,520,000	2,520,000	物価高騰等のあおりを受けている各対象世帯(1,052世帯)への支援を実施したことによる差額交 付分	住民福祉課
2	給付金・定 額減税一体 支援枠	定額減税補足給付金(調整給付)	令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受 けられない(定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6 年度分の個人住民税所得割額を上回る)方に対し、当該上回る額の合算 額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を給付する。	R6.7.9	R7.3.31	34,072,988	34,072,988	定額減税を十分に受けられない方に対し、差額を現金で支給することにより経済負担の軽減を図 ることができた。	税務課
		井手町非課税世帯臨時特別給付 金	食料品等の物価高騰の負担感が大きい世帯への支援として、令和5年度 の住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり10万円(一部7万円)の現金 給付を行う。	R6.7.9	R7.3.31	11,443,784	11,443,784	物価高騰等のあおりを受けている住民税非課税世帯等に対し給付金(1世帯当たり10万円【一部7 万円】)を支給することにより、経済的負担の軽減を図ることができた。	住民福祉課
		低所得者の子育て世帯生活支援 給付金	物価高騰のあおりを受けている低所得子育て世帯の経済負担の軽減を 図るため、令和5年度の住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯で あって当該世帯において扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万 円の現金給付を行う。	R6.7.9	R7.3.31	1,035,352	1,035,352	物価高騰等のあおりを受けている18歳以下の児童のいる住民税非課税世帯及び均等割のみ課税 世帯に対し給付金(18歳以下児童1人当たり5万円)を支給することにより、経済的負担の軽減を 図ることができた。	住民福祉課
		住民税均等割のみ課税世帯臨時 特別給付金	食料品等の物価高騰の負担感が大きい世帯への支援として、令和5年度 の住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円の現金給付を 行う。	R6.7.9	R7.3.31	4,983,675	4,983,675	物価高騰等のあおりを受けている住民税均等割のみ課税世帯に対し給付金(1世帯当たり10万 円)を支給することにより、経済的負担の軽減を図ることができた。	住民福祉課
3	低所得世帯 支援枠及び 不足額給付 分の給付 金・定額減 税一体支援 枠	物価高騰対応重点支援給付金	物価高が続く中で令和6年度における世帯全員の住民税均等割が非課 税である世帯、予期せず家計が急変したことにより年間収入が住民税均 等割非課税相当となった世帯に1世帯当たり3万円を給付する。	R7.1.31	R8.3.31	31,914,098	31,914,098	物価高騰等のあおりを受けている世帯全員の住民税均等割が非課税である世帯、年間収入が住 民税均等割非課税相当となった世帯に対し給付金(1世帯当たり3万円)を支給することにより、経 済的負担の軽減を図ることができた。	住民福祉課
		物価高騰対応重点支援子育て世 帯給付	物価高騰のあおりを受けている低所得子育て世帯の経済負担の軽減を 図るため、物価高騰対応重点支援給付金に追加し同一世帯に18歳以下 の児童がいる世帯には対象児童1人当たり2万円を追加給付する。	R7.1.31	R8.3.31	3,196,113	3,196,113	物価高騰等のあおりを受けている18歳以下の児童がいる物価高騰対応重点支援給付金対象世帯 に対し給付金(18歳以下の児童1人当たり2万円)を追加支給することにより、経済的負担の軽減を 図ることができた。	住民福祉課
合計				-	-	89,166,010	89,166,010		